

電動キックボードの運転には 運転免許 が必要です！

取締り
強化中！

運転免許がない人は「電動キックボード(※)」で公道を走ることはできません

※ 電動キックボード

…定格出力0.6キロワット以下の電動式モーターにより走行するものは**原動機付自転車**となります。

運転免許が必要

運転する電動キックボードの定格出力に応じた運転免許が必要になります。

違反すれば、**無免許運転**

**3年以下の懲役又は
50万円以下の罰金**

ミラー、ウインカー等の装備が必要

保安基準に適合した装備が必要になります。

違反すれば、**整備不良車両運転**

**3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金**

自賠償保険（共済）の加入が必要

自賠償保険(共済)の契約が締結していなければ運行の用に供することができません。

違反すれば、**無保険運行**

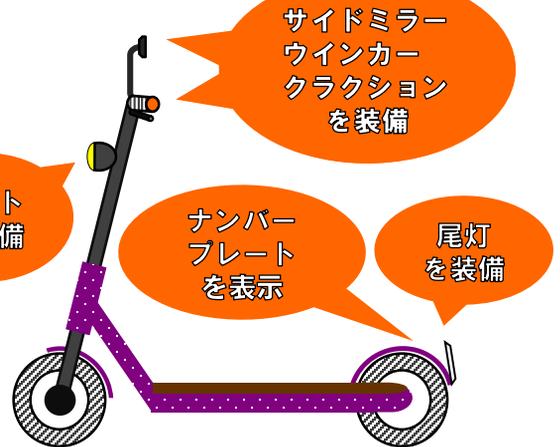
**1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金**

電動キックボードを利用するとき の交通ルール

- 必ずヘルメットを着用しましょう。
- 歩道を通行することはできません。
- 車道の左側部分を走行しなければなりません。
- 信号機に従い走行しなければなりません。
- 歩行者等の通行を妨げてはいけません。
- ナンバープレートを表示しなければなりません。
- このほか、**飲酒運転の禁止、指定場所での一時停止、携帯電話用装置等の使用の禁止**など、車両の運転者として、道路交通法などのルールを守って運転してください。

電動キックボードを販売・貸出をする方へ

- 電動キックボードを販売・貸出する際は、運転免許が必要であることや利用上の注意点を分かりやすくユーザーに説明してください。
- 「運転免許がなくても公道を走ることができる」等と虚偽の宣伝や説明をすると、**刑事責任**を問われる場合があります。



写真引用元：
産業競争力強化法に基づく新事業活動計画認定案件より